

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日 規程第 7 号

改正 令和 4 年 5 月 20 日 規程第 4 号

令和 6 年 4 月 1 日 規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人周南市ふるさと振興財団（以下「ふるさと振興財団」という。）定款第 15 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、ふるさと振興財団を勤務場所とし、原則週 4 日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 13 号で定める報酬及び期末手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）をいう。

一部変更 [令和6年4月1日]

(報酬等の種類)

第 3 条 役員及び評議員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬及び期末手当
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤役員には、報酬等とは別に通勤手当を支給することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、周南市の市長及び職員の身分を有する役員及び評議員に対しては、報酬等を支給しない。

(報酬等の額)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 月額 230,000 円
- (2) 期末手当 別表第 1 に定める算式により算出される額

- 2 常勤役員に対する通勤手当は、公益財団法人周南市ふるさと振興財団嘱託、臨時及びパート職員就業規則の例による。
- 3 非常勤役員に対する報酬の額は、理事会等への出席 1 回につき 5,900 円とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、評議員会等への出席 1 回につき 5,900 円とする。

一部変更 [令和6年4月1日]

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員に対する報酬等の支給日及び支給方法等については、公益財団法人周南市ふるさと振興財団給与規程の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会等に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の報酬等にあつては、その遺族）に支払う。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第 6 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 前 2 項の規定により報酬を支給する場合において、その支給額は、その月の現日数から土曜日、日曜日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用)

第 7 条 役員及び評議員が、業務（理事会、監査、評議員会その他の会議への出席を除く。）のため出張したときは、常勤役員には旅費を、非常勤役員及び評議員には費用弁償を支給する。

- 2 前項の旅費又は費用弁償の額及びその支給方法については、公益財団法人周南市ふるさと振興財団旅費規程の例による。

(委任)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項

に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月20日から施行、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

6月の期末手当	報酬月額×145/100
12月の期末手当	報酬月額×155/100